

福島産保発第76号
平成29年7月21日

1 F 廃炉等作業の元請
及び関係請負人の皆さま

独立行政法人労働者健康安全機構
福島産業保健総合支援センター
所長 小山菊雄

平成29年度の健康相談窓口の活用について（周知依頼）

福島産業保健総合支援センターでは、1 F 廃炉等の作業中や作業時間外に体調を崩したり、持病を悪化させる事例が少なからず発生したことを受けて、1 F 廃炉等作業員の健康管理体制の整備の一環として、昨年7月から健康相談窓口を設置しております。

今年度も引き続き、健康相談窓口がより多くの皆さまに安心してご利用いただけるように努めて参りますので、下記の事項を元請内で共有いただくとともに関係請負人にも十分に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 事業者の健康相談窓口の利用について

- ① 健康相談窓口は、元請事業者も関係請負事業者も無料で利用できます。窓口利用にあたっては、相談当日にお待たせすることのないよう、フリーダイヤルによる事前予約をお願いしています。
- ② 新規入場時や定期の健康診断結果の有所見判定に疑問を感じた場合や、就業判定が必要な場合に、その都度、健康相談窓口をご利用ください。
なお、健康診断有所見者に関する医師への意見聴取は、労働安全衛生法で義務付けられているものであり、適切に実施されるよう、元請から関係請負人への助言・指導をよろしくお願いいたします。
また、関係請負人が相談窓口を利用する場合、相談内容に応じ、作業員本人や元請が同行することも可能です。
- ③ 効果的、効率的な相談対応とするために、有所見判定された健康診断結果と一緒に、精密検査や再検査の結果などを作業員の理解を得てご持参ください。
- ④ 個別の作業員に関する相談だけでなく、元請や関係請負人の健康管理体制や健康管理手法などに関する相談にも応じていますので、積極的に健康相談窓口をご利用ください。

2 作業員からの相談について

- ① 健康相談窓口では、作業員からの相談にも無料で対応しています。
- ② メンタル面を含めて健康不安を抱えている作業員は少なからずいらっしゃいますので、できるだけ多くの作業員に健康チラシ、ポスター等を活用して健康相談窓口を周知いただくようお願いします（事業者からの説明、事務所・寮・寄宿舍への掲示など）。健康診断結果に関する相談のほか、持病に関する相談やメンタルヘルス面の相談など、健康全般の相談に対応します。
- ③ 作業員からの相談もフリーダイヤルによる事前予約をお願いしています。予約の際には、希望日時や相談概要をお伺いするとともに、相談場所の要望もお伺いし、調整可能な場合には1 F 以外の場所での相談に応じます。

3 健康講話や産業保健研修について

- ① 健康講話（主に作業員向け）や産業保健研修（主に労働衛生担当者向け）も無料で実施します。お申し込みをいただければ、日程調整の上、こちらから出向いて対応いたします。
- ② 事務所や寮、寄宿舍などでの実施のほか、講話や研修終了後の作業員からの相談、労働衛生担当者からの相談等、様々なご要望にお応えしたいと考えています。
- ③ 単独の企業での開催だけでなく、元請が関係請負人を集めての開催も可能です。
- ④ 講話・研修のテーマや所要時間は、個別に相談の上設定します。

（健康講話や産業保健研修の例）

熱中症対策 メンタルヘルス対策（管理監督者向け・若年者向け）
ストレスチェックの進め方 職場におけるコミュニケーション
生活習慣病予防 等

事前予約；フリーダイヤル 0120-631-637（いわき）

問合わせ；〒960-8031

福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10階
福島産業保健総合支援センター
（電話024-526-0526） 担当 副所長 阿部